

鹿角市消防団ロゴマークの利用許諾に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿角市消防団のイメージアップと認知度向上を図ることを目的に制定した鹿角市消防団のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の利用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの形状等)

第2条 ロゴマークの形状及びデザインのコンセプトは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、鹿角市消防団に帰属する。

(利用許諾の申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ市長に対し、鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市がその業務のために利用するとき。
- (2) 国、地方公共団体及び消防関係団体が業務の目的で利用するとき。
- (3) 報道関係機関が報道目的に利用するとき。

(利用許諾の基準)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請（以下「申請」という。）があった場合において、その内容を適当と認めるときは、利用を許諾するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許諾しないものとする。

- (1) 市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他ロゴマークを利用することが適当でないとき。

(利用を許諾した場合の処理等)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があった場合において、利用を許諾したときは、鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾通知書（様式第2号）により、利用を許諾しないことを決定したときは、鹿角市消防団ロゴマーク利用不承諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(利用許諾の期間)

第7条 利用許諾の期間は、当該利用許諾をした日から起算して2年以内とする。

2 利用者は、利用許諾の期間満了後、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて利用許諾を受けなければならない。

(利用料)

第8条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第9条 ロゴマークの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。
- (2) 利用許諾を受けた用途のみに利用すること。
- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い利用すること。
- (4) 利用に当たっては、市がロゴマークの著作権所有者であることを明示すること。
- (5) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができること。
- (6) ロゴマークの利用を終えたときは、速やかにロゴマーク利用報告書（様式第4号）を市長に提出すること。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき承認することが適当と認めたときは、鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認通知書（様

式第6号)により、承認することが適当でないと認めたときは、鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更不承認通知書(様式第7号)により、利用者に通知するものとする。

(利用許諾の取消し)

第11条 市長は、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すものとする。

(1) 第5条又は第9条の規定に違反していると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、当該取り消された利用許諾に係る物件の回収を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

別図(第2条関係)



(ロゴマークのコンセプト)

中央部分に消防団き章を配し、右側の葉は団結を、左側の葉は融和を表現する。周囲の紐は安心、安全を紡ぐ。市章の左右の葉は、十和田、花輪、尾去沢、八幡平の4地区を表現する。国花である桜の花は、郷土愛の精神と潔さを意味し、消防団員の心意気を表す。

鹿角市長 様

申請者 住所
団体名
氏名（代表者名）

鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾申請書

このことについて、下記のとおり申請します。
なお、申請にあたり、下記注意事項を確認し、利用許諾の際はこれを遵守します。
記

利用目的	
利用対象物	
利用数量	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先 (所属・氏名・電話等)	
添付書類(1)利用する場所・位置などを記載したレイアウト、原稿、スケッチ等 (2)申請者の概要を示すもの (3)その他利用の概況の参考になるもの	

【注意事項】

- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。
- (2) 利用許諾を受けた用途のみに利用すること。
- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い利用すること。
- (4) 利用に当たっては、市がロゴマークの著作権所有者であることを明示すること。
- (5) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

様

鹿角市長

鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿角市消防団ロゴマークの利用は、下記の条件を付して許諾します。

記

利用対象物	
利用方法	
利用数量	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
許諾番号	

1. 利用にあたっては次の事項を遵守すること。
- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。

(2) 利用許諾を受けた用途のみに利用すること。

(3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い利用すること。

(4) 利用に当たっては、市がロゴマークの著作権所有者であることを明示すること。

(5) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

(6) ロゴマークの利用を終えたときは、速やかに鹿角市消防団ロゴマーク利用報告書（様式第 4 号）を市長に提出すること。

(7) 変更が生じた場合は、鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出すること。

2. その他

様

鹿角市長

鹿角市消防団ロゴマーク利用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿角市消防団ロゴマークの利用については下記の理由により承諾できません。

記

該当事項	不承諾理由
	市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあるため
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるため
	不当な利益を得るために利用されるおそれがあるため
	特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある
	その他ロゴマークを利用することが適当でないと認めるため

鹿角市長 様

申請者 住所
団体名
氏名（代表者名）

鹿角市消防団ロゴマーク利用報告書

年 月 日付け 文書番号 で許諾を受けました鹿角市消防団ロゴマークを利用しましたので、下記のとおり報告します。

記

利用対象物	
利用方法	
利用数量	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
販売総額	

鹿角市長 様

申請者 住所
団体名
氏名（代表者名）

鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認申請書

年 月 日付け 文書番号 で許諾を受けました内容を下記のとおり変更いたしたく申請します。

なお、申請にあたり、下記注意事項を確認し、利用許諾の際はこれを遵守します。

記

	変更前	変更後
利用目的		
利用対象物		
利用方法		
利用数量		
利用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
販売（経費）総額		
担当者連絡先 （所属・氏名・電話等）		
添付書類 変更が確認できる資料等		

【注意事項】

- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。
- (2) 利用許諾を受けた用途のみに利用すること。
- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い利用すること。
- (4) 利用に当たっては、市がロゴマークの著作権所有者であることを明示すること。
- (5) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

様

鹿角市長

鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿角市消防団ロゴマークの利用内容
変更については下記の条件を付して承認します。

記

	変更前	変更後
利用対象物		
利用方法		
利用数量		
利用期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日

1. 利用にあたっては次の事項を遵守すること。
- (1) 市が定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。

(2) 利用許諾を受けた用途のみに利用すること。

(3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い利用すること。

(4) 利用に当たっては、市がロゴマークの版權所有者であることを明示すること。

(5) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに市長に提出すること。

(6) ロゴマークの利用を終えたときは、速やかに鹿角市消防団ロゴマーク利用報告書（様式第 4 号）を市長に提出すること。

(7) 変更が生じた場合は、鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出すること。
2. その他

様

鹿角市長

鹿角市消防団ロゴマーク利用内容変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました鹿角市消防団ロゴマークの利用内容変更については下記の理由により承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあるため
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるため
	不当な利益を得るために利用されるおそれがあるため
	特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるため
	その他ロゴマークを利用することが適当でないと認めるため

様

鹿角市長

鹿角市消防団ロゴマーク利用許諾取消通知書

年 月 日付け 文書番号 で許諾した鹿角市消防団ロゴマークの利用については下記の理由により許諾を取り消します。

記

該当事項	取消理由
	市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがあるため
	法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるため
	不当な利益を得るために利用されるおそれがあるため
	特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるため
	ロゴマークを要綱別図に基づき利用せず、改変等を行っているため
	利用許諾を受けた用途以外に利用しているため
	利用許諾通知書に明記された条件に従って利用していないため
	利用前に当該利用にかかる物件の完成見本又はその写真を市長に提出しないため
	偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認められるため
	その他ロゴマークを利用することが適当でないと認めるため